

都市計画緑地の追加について（松山の森緑地）

1 概要

石神井台八丁目にある松山憩いの森の一部、約0.24haの区域について、みどりのネットワーク形成および住環境の向上に資する重要な樹林地の保全を図るため、つぎのとおり、都市計画緑地に追加する。

2 都市計画の変更内容

P4のとおり

3 これまでの経過および今後の予定

令和4年12月23日	練馬区都市計画審議会へ原案報告
令和5年1月4日～25日	都市計画原案の公告・縦覧、意見書・公述の申出受付 (意見書の提出および公述の申出なし)
1月18日	都市計画原案の説明会
3月15日	東京都知事協議終了
5月11日～25日	都市計画案の公告・縦覧、意見書受付 (意見書の提出なし)
7月5日	練馬区都市計画審議会へ付議
8月	都市計画変更・告示

4 議案

議案第504号 東京都市計画緑地の変更（練馬区決定）  
〔第102号 松山の森緑地の追加〕

(1) 都市計画の案の理由書	P3
(2) 計画書	P4
(3) 位置図	P5
(4) 計画図	P6

5 添付資料

現況写真(参考資料)	P7
------------	----

6 その他

都市計画変更の告示後、「都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月）」における「優先整備区域」として位置付ける手続を行う。



## 都市計画の案の理由書

### 1 種類・名称

東京都市計画緑地 第102号 松山の森緑地

### 2 理由

練馬区都市計画マスタープラン（平成27年12月）では、本計画地のある石神井台八丁目を含む第7地域は、近年、宅地化の進行で緑被率が減少している。今後も公園の整備等を推進するとともに、公共のみどりと、住宅地など民有地のみどり保全と創出を課題としている。

また、練馬区みどりの総合計画（平成31年4月）では、「重要な樹林地の保全」を重点施策とし、特に希少な樹林地は都市計画緑地として保全に努めることとしている。

本計画地は、東京都と区市町村が合同で策定している「緑確保の総合的な方針（改定）（令和2年7月）」において、確保地として位置付けられたケヤキなどからなる面積約0.24ヘクタールの樹林地である。平成11年から市民緑地として広く区民の利用に供している。

計画地の東側約20メートルには、みどりの軸となる補助135号線（優先整備路線）が位置している。近傍にあることから、本計画地はランドマークとしてみどりのネットワーク形成に寄与することが期待される。あわせて、散策や休息の場などとして住環境の向上に寄与するものである。

こうしたことから、みどりのネットワーク形成および住環境の向上に資する重要な樹林地の保全を図るため、本計画地約0.24ヘクタールを都市計画緑地に追加する都市計画変更を行うものである。

東京都市計画緑地の変更（練馬区決定）（案）

東京都市計画緑地に第102号松山の森緑地をつぎのように追加する。

種別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	緑 地 名			
緑地	第102号	松山の森緑地	練馬区石神井台八丁目地内	約0.24ha	現に存する樹林地の保全を目的とする緑地

「区域は計画図表示のとおり」

理由

みどりのネットワーク形成および住環境の向上に資する重要な樹林地の保全を図るため、上記のとおり緑地を追加する。

4

新旧対照表

種別	名 称		位 置	面 積	摘 要
	番 号	緑 地 名			
緑地	第102号	松山の森緑地	練馬区石神井台八丁目地内	約0.24ha	追加

東京都市計画緑地 第102号 松山の森緑地 位置図〔練馬区決定〕

案

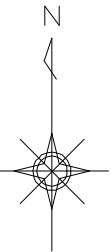


5

この地図は、東京都縮尺2,500分の1の地形図を利用して作成したものである。(承認番号) MMT 利許第04-120号

# 東京都市計画緑地計画図(案)

## 第一〇二号 松山の森緑地



縮尺二千五百分の一



この地図は、東京都縮尺2,500分の1の地形図を利用して作成したものである。(承認番号)MMT利許第04-120号  
(承認番号)4都市基街都第22号、令和4年4月19日

# 東京都市計画緑地 第102号 松山の森緑地 現況写真

